

令和6年4月16日

保護者様

佐世保市立祇園中学校
校長 田雑 健

生徒の携帯電話の取扱いについて

インターネット環境を含め、生徒を取り巻く生活環境が大きく変容する中、携帯電話※1の過度の利用による健康被害の懸念やSNS等を介して犯罪等に巻き込まれる事件が増加しています。

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、本校では校内への持ち込みを「原則禁止」としています。

つきましては、携帯電話の取扱いについて、下記の点にご留意ください。

記

- 1 携帯電話をお子さんに持たせるかどうかについては、保護者の責任でご判断ください。
 - (1) 携帯電話には、利便性ととも、危険性があることもご理解ください。
 - (2) 携帯電話は、学校における教育活動に必要な物であり、学校への持ち込みは、原則禁止です。必要のある場合はご相談ください。
- 2 携帯電話をお子さんに持たせる場合は以下の点にご留意ください。
 - (1) フィルタリングを設定する。
 - (2) 「家庭のルール」※2 を作り、利用方法を指導する。
 - (3) 定期的に利用状況を確認する。
- 3 携帯電話使用に係る生徒間のトラブルについては、使用を許可しているご家庭での対処をお願いします。

なお、いじめ事案に該当する場合は、学校が関わり指導いたします。ただし、学校はあくまで教育機関であり、特に携帯電話使用に関わる案件の場合、生徒への指導はご家庭の協力なしではできません。皆様のご理解、ご協力をお願いします

・・

※1 本文書では「携帯電話」を以下のように定義しています。
①フィーチャーフォン（いわゆる「ガラケー」）、②スマートフォン、③子供向け携帯電話（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
※2 「家庭のルール」については裏面をご参照ください。

本信担当 教頭 川上 知洋 電話 24-8686

2 - (3) 「家庭のルール」の作成に関して

ルールの例

- 使用するとき以外は親に預ける。
- 携帯電話の保管、充電場所は家族のいる部屋にする。
- 自分の電話番号やメールアドレスを知らない人に教えない。
- 勉強中、食事中、入浴中などは携帯電話を使用しない。
- 夜9時以降は携帯電話を使用しない。
- 休日の使用時間は、1時間以内にする。
- 電車やバス、歩行中や自転車に乗っているとき等、携帯電話を使用しない。
- 悪口など、相手を傷つけるような使い方はしない。
- 自分や友達の名前、住所、画像や動画等、個人に関する情報公開しない。
- チェーンメールや知らない人からのメールは無視し、家族に相談する。
- 不安なことや心配なこと、困ったことがあれば、すぐに家族に相談する。
- 最低1週間に1度は携帯電話の使用状況を保護者に見せる。
- 決められた金額以上は使わない。
- 知らないサイトに書き込んだり、知らない人に会ったりしない。

※ 携帯電話を何に使うのか、親子で目的をはっきりさせたいうえで、一方的な押し付けにならないよう、子どもとよく話し合いながらルールを決めましょう。

また、ルールを作成したら、印刷して、子どもも保護者も目にする場所に貼るなど、いつも意識できるような工夫をしましょう。

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。

4 家庭や地域に対する働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは

- 1 保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断する
- 2 携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握する
- 3 学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う。

学校及び教育委員会等は、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者を始めとする関係者に対し、効果的な説明の機会を捉えて携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的にを行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めること。

、